

# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau  
National Diet Library

論題 Title	ドイツにおける連邦から州への財政援助—基本法が定める共同任務及び財政支援— (資料)
他言語論題 Title in other language	Financial Assistance from the Federal Government to the State Governments in Germany
著者 / 所属 Author(s)	渡辺 富久子 (Watanabe, Fukuko) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 調査企画課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	828
刊行日 Issue Date	2020-01-20
ページ Pages	83-106
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	協動的連邦制を採るドイツにおいては、連邦内の等価的な生活条件を保障するため、連邦が州に対して財政援助を拡大する傾向にある。ドイツ憲法の改正に即してこの制度の変遷を紹介する。

\* 掲載論文等は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰 (めいせき) 性等の観点からの審査を経たものです。

\* 意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

# ドイツにおける連邦から州への財政援助 —基本法が定める共同任務及び財政支援—

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
調査企画課 渡辺 富久子

## 目 次

はじめに

I 財政援助の制度の概要

II 1969年の制度創設と2006年の要件の厳格化

1 1969年の基本法改正—制度の根拠規定—

2 2006年の基本法改正—連邦と州の財政を可能な限り分離—

III 2009年以降の基本法改正による財政援助の要件の再緩和

1 2009年の基本法改正—財政支援の要件緩和—

2 2014年の基本法改正—高等教育分野における連邦と州の協力の強化—

3 2017年の基本法改正—財政支援における連邦の権限の強化・拡大—

4 2019年の基本法改正—財政支援の拡充—

おわりに—協調的連邦制下の財政援助—

別表1 共同任務に関する基本法の規定の変遷

別表2 財政支援に関する基本法の規定の変遷

別表3 共同任務の主な根拠法等

別表4 財政支援の主な根拠法等

キーワード：ドイツ、憲法、基本法、財政、連邦制、州、共同任務、財政支援、交付金

## 要 旨

ドイツは連邦制国家であり、各州は独自に教育政策を実施し、地域のインフラ整備を行っている。本来これらの州の任務は、州が自らの収入により行うところであるが、基本法（ドイツ憲法）においては、州の特定の任務について連邦も財源を拠出する財政援助の制度（共同任務及び財政支援）が定められている。

ドイツにおいては、連邦が財源を拠出すれば、州の政策に介入することにつながり、財政援助の制度は連邦制をゆがめるという見方もある。2006年の基本法改正では、このような連邦制の原則に沿って、財政援助の要件が厳格化された。このことは、連邦の権限縮小とドイツにおいては捉えられている。

しかし、現実的には、財政力の弱い州は、連邦からの財政援助に依存せざるを得ない。そのため、2009年以降、基本法の数次の改正により、連邦の財政上の権限が再び拡大されている。2019年の改正では、連邦は、市町村の教育インフラ投資一般に財源を拠出する権限を得た。

## はじめに

ドイツは16の州により構成される連邦制国家である。ドイツ連邦共和国基本法（憲法に相当）が定める連邦と州の財政上の関係の原則によれば、連邦と州は、各々の任務の遂行により生ずる費用を独立して負担する（第104a条第1項）。他方で、基本法では、この原則の例外として、連邦から州に対する財政援助の制度が定められている（第91a条・第91b条・第104b条～第104d条）。

財政援助の制度によって、公的任務を執行する主体（州）の責任と財源を負担する主体（連邦）の責任が交錯し、連邦制がゆがめられるとの批判がある<sup>(1)</sup>。しかしながら、少子高齢化や過疎化が進んだこともあって、財政力の弱い州では、教育や地域のインフラ整備の財源が不足し<sup>(2)</sup>、連邦による財政援助に大きく依存している。そのため、ドイツでは、連邦が州に対してどのような場合に財政援助を行えるかということが、頻繁に連邦と州との間の交渉事となってきた。21世紀に入り、連邦と州の財政関係を見直す基本法の改正もしばしば行われている。

日本は連邦制ではないが、2000年代以降の地方分権の流れの中で、国と地方の財政の在り方等が議論<sup>(3)</sup>されてきた。日本における議論でも、どのようにして、自治体に対して必要な財源を措置するかが課題となっている<sup>(4)</sup>。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年11月8日である。

- (1) 例えば、Michael Sachs (Hrsg.), *Grundgesetz: Kommentar*, 8. Auflage, München: C.H. Beck, 2018, S. 2243f.
- (2) Martin Gornig, „Infrastrukturinvestitionen statt Subventionen“, *Wirtschaftsdienst*, 99(Sonderheft), 2019, S. 44ff; Wolfgang Renzsch, „Die deutsche Bildungsmisere und der Bundesstaat“, *Wirtschaftsdienst*, 98(3), 2018, S. 187. 1990年の東西ドイツ統一直後、州や市町村において投資支出が増えた後、2000年以降は減少傾向にある。州では、連邦法の実施に伴う支出（社会保障費用等）が増え、州固有の任務（教育や地域のインフラ投資）に回せる財源が少なくなっている。
- (3) 西森光子「地方財政の三位一体での改革—13機関による税源移譲案の比較—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』415号, 2003.3.14. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000771\\_po\\_0415.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000771_po_0415.pdf?contentNo=1)>
- (4) 松田直樹「地方分権の歴史的沿革・意義・国際的な位置づけと日本型中央集権財政システムの今日的な問題点—国と地方の税財政関係の再構築を方向づける地方分権のベクトル分析という視点から—」『税務大学校論叢』43号, 2003.6, pp.182-187.

そこで、本稿では、ドイツの連邦から州への財政援助の制度に関連する基本法の改正に焦点を当て<sup>(5)</sup>、ドイツがこの問題にどのように対応しているかを紹介する。興味深いのは、2006年の改正<sup>(6)</sup>によって、連邦と州の財政を可能な限り分離するために、連邦から州への財政援助の要件を厳格化した<sup>(7)</sup>が、その後、連邦による財政援助の必要性が再認識され、2009年以降、揺り戻しの状況が見られることである。2019年の改正<sup>(7)</sup>では、2006年の改正で一旦縮小されていた連邦の財政上の権限が拡大され、連邦による教育インフラへの広範な財政援助も可能となった。

以下、第I章では財政援助の制度の概要について、第II章では1969年の連邦から州に対する財政援助の制度創設及び2006年の要件の厳格化について、第III章では2009年以降の基本法改正により財政援助の要件が再び緩和され、その対象が拡大されていることについて、概要を紹介する。(財政援助の制度に関する基本法の規定の変遷については、末尾の別表1・別表2を参照。同制度を実施するための法律及び連邦と州との協定等については、末尾の別表3・別表4を参照)

## I 財政援助の制度の概要

ドイツにおいて、州は、連邦と同様の独立した統治機構を有しており、基本法が連邦に権限を付与している分野を除き、国家の任務を行う(第30条。以下、単に条項を掲げる場合には、基本法の条項をいう)。連邦及び州の代表的な任務は、表のとおりである。本稿との関連では、州が教育や学術・研究の分野を所管することが特に重要である。また、連邦から州への財政援助により市町村(Gemeinde)<sup>(8)</sup>の任務が賄われることもあるため、表では市町村の任務も掲げている。

表 ドイツの連邦、州及び市町村の代表的な任務

連邦	外交、防衛、社会保障制度、広域的な経済振興、交通制度、通貨
州	教育、学術・研究、文化、警察、地域公共交通、地域経済振興
市町村	下水、廃棄物処理、都市計画、児童・青少年支援、保育、博物館・スポーツ施設・劇場、学校、道路清掃

(出典) Bundesministerium der Finanzen, „Bund-Länder-Finanzen“, August 2017, S. 2. <[http://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Downloads/Broschuere\\_n\\_Bestellservice/2017-08-26-auf-den-punkt-bund-laender-finanzen.pdf?\\_\\_blob=publicationFile&v=16](http://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Downloads/Broschuere_n_Bestellservice/2017-08-26-auf-den-punkt-bund-laender-finanzen.pdf?__blob=publicationFile&v=16)> を基に筆者作成。

基本法の「第10章 財政制度」(第104a条～第115条)では、連邦と州の財政関係が定められている(なお、基本法上、市町村は州の一部であるため、連邦から市町村に対する直接の交付金等は許容されないことが原則となっている。)。同章の最初に、「連邦と州は、各々の任務の遂行により生

(5) ドイツでは、基本法の改正は多数行われているが、本稿では、財政支援に関する改正のみを取り扱う。

(6) Gesetz zur Änderung des Grundgesetzes (Artikel 22, 23, 33, 52, 72, 73, 74, 74a, 75, 84, 85, 87c, 91a, 91b, 93, 98, 104a, 104b, 105, 107, 109, 125a, 125b, 125c, 143c) vom 28. August 2006 (BGBl. I S. 2034). 2006年9月1日施行。2006年の改正では、連邦と州の錯綜した立法権限の切り分け等も行われた。

(7) Gesetz zur Änderung des Grundgesetzes (Artikel 104b, 104c, 104d, 125c, 143e) vom 28. März 2019 (BGBl. I S. 404).

(8) 市町村には、郡(Kreis)に属する市町村と、郡に属さない市(kreisfreie Stadt)がある。郡の任務は市町村の任務と連動しており、郡と当該郡に属する市町村で任務を分担し、郡に属さない市と同様の任務を行っている。Dieter C. Umbach und Thomas Clemens (Hrsg.), *Grundgesetz: Mitarbeiterkommentar und Handbuch*, Band 2, Heidelberg: C.F. Müller Verlag, 2002, S. 1658.

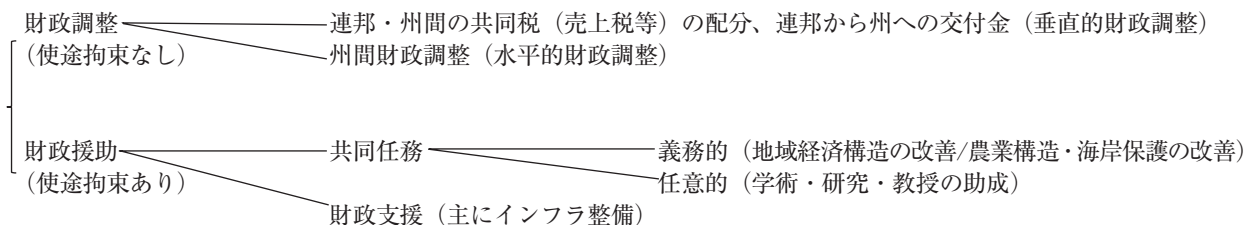


ずる費用を独立して負担する」(第 104a 条第 1 項) という財政上の原則が定められている<sup>(9)</sup>。他方で、基本法が「連邦領域における等価的な生活条件」の保障を連邦に要請していることから(第 72 条第 2 項)、州間の格差を是正する財政上の制度が基本法に定められている。州間の財政上の格差を是正する制度は、大きく分けて以下の 2 つである(図参照)。

第一に、財政調整によって、連邦と州が各々の任務の遂行のために必要な資金を得ることができるよう、連邦と各州の財政上の不均衡を調整して、財政力の弱い州の税収を補填している<sup>(10)</sup>。財政調整の一環で、連邦から州に交付金(Zuweisungen)も交付されるが、この交付金は用途を拘束されない。

第二に、本稿の対象である連邦から州への財政援助があり、これには、共同任務(Gemeinschaftsaufgaben)と財政支援(Finanzhilfen)の 2 つの制度がある。本稿では、両制度を併せて、便宜的に「財政援助」と呼ぶ<sup>(11)</sup>。財政援助は、連邦と州による「混合財源拠出(Mischfinanzierung)の禁止」という一般原則(第 104a 条第 1 項<sup>(12)</sup>)の例外である。

図 ドイツにおける州間の格差を是正する財政上の制度



(出典) 筆者作成。

共同任務については、「第 8a 章 共同任務及び行政上の協力」(第 91a 条～第 91e 条。本稿でいう「共同任務」に関する規定は第 91a 条・第 91b 条) という独立した章が基本法に設けられている。共同任務とは、連邦と州が特定の任務において協力・協働し(mitwirken/zusammenwirken)、共同で財源を拠出する制度であり、連邦と州による「混合行政(Mischverwaltung)の禁止」という一般原則(第 28 条第 2 項<sup>(13)</sup>)の例外でもある。共同任務の対象とされている分野には、地域経済構造の改善や農業構造・海岸保護の改善、地域を超える意義を有する学術・研究・教授(Lehre)の助成がある。

他方、財政支援とは、州又は市町村が行う特別に意義のある投資のために、連邦が州に対し

(9) 第 104a 条は、そのほか、州が連邦の委託を受けて行う事務に伴う費用は連邦が負担すること、現金給付を定める連邦法を州が実施する場合には、当該現金給付の全部又は一部を連邦が負担することを連邦法で定めることができること等の原則を定めている。

(10) 財政調整制度については、渡辺富久子「ドイツにおける財政調整制度の改革—州間財政調整の縮小と連邦交付金の拡大—」『外国の立法』No.278, 2018.12, pp.15-48. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11202126\\_po\\_02780002.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11202126_po_02780002.pdf?contentNo=1)> を参照。ドイツでは、また、その時々事情に応じて、売上税収の連邦と州への配分比率を変更している。

(11) 本稿でいう財政援助は連邦から州への資金移転であるため、国から民間部門への資金移転である民間向け補助金(Subvention)とは異なる。経済安定成長促進法(Gesetz zur Förderung der Stabilität und des Wachstums der Wirtschaft vom 8. Juni 1967 (BGBl. I S. 582)) 第 12 条。財政援助の制度により連邦から州に移転された資金は、州により「民間向け補助金」として民間部門に投入される。Bundesministerium der Finanzen, 26. Subventionsbericht, 2017, S. 113f.

(12) Sachs (Hrsg.), *op.cit.*(1), S. 2219.

(13) *ibid.*, S. 1060.

て行うものである（第 104b 条）。財政支援が行われる分野は、州及び市町村のインフラ整備（社会的な住宅建設（sozialer Wohnungsbau）や市町村の公共交通等）であり、景気対策として行われることもある。

財政援助における連邦の費用負担は、特定の事業費（Zweckausgaben）を賄うためのものであり、人件費や物件費等の事務費（Verwaltungsausgaben）は、州が負担する（第 104a 条第 5 項）<sup>(14)</sup>。財政援助の制度により連邦から州に移転する資金は、用途を拘束される。

筆者が 2018 年度の各州の予算を確認したところ、ベルリン州を含む旧東ドイツ諸州ではその歳入中 10% 前後、旧西ドイツ諸州では 6% 前後を連邦からの財政援助<sup>(15)</sup>が占めている。また、州が受けた財政援助の総額は、連邦の 2018 年度の歳出額の約 9% を占めている。

以上の本章の記述は現行規定に基づいており、1969 年の制度創設当時には入っていなかった項目も含まれていることに留意いただきたい。

## II 1969 年の制度創設と 2006 年の要件の厳格化

### 1 1969 年の基本法改正—制度の根拠規定—

共同任務と財政支援の制度は、連邦制の理念に則り、基本法制定時（1949 年）には定められていなかった。しかし、当時既に経済や社会の発展により生活圏が広域化していたため、広域的な意義を有する任務、つまり複数の州にとって意義を有する特定の任務については、連邦と州が協働し、連邦がこのために資金を拠出している実態があった<sup>(16)</sup>。連邦は財源の拠出に際して条件を付すことで州の任務に影響を与えていたため、憲法で保障された州の国家としての独自性が危うくなるとして、合憲性が問題視されることがあった<sup>(17)</sup>。そこで、1969 年 5 月の基本法改正（1970 年 1 月 1 日施行）<sup>(18)</sup>では、このような連邦と州による協働の根拠規定として、「共同任務」及び「財政支援」が置かれた。この改正は、「協調的連邦主義」の理念に基づくものであった<sup>(19)</sup>。以下、1969 年の基本法改正により導入された制度の概要を紹介する。

#### (1) 共同任務

基本法に「第 8a 章 共同任務」が新設され、連邦と州による共同任務が定められた。共同任務には、義務的な共同任務（第 91a 条）と、任意的な共同任務（第 91b 条）がある<sup>(20)</sup>。

<sup>(14)</sup> Heinrich Amadeus Wolff et al., *Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland: Handkommentar*, 12. Auflage, Baden-Baden: Nomos, 2018, S. 683.

<sup>(15)</sup> 各州の歳入項目のうち、„Sonstige (zweckgebundene) Zuweisungen vom Bund“ と „Zuweisungen für Investitionen vom Bund“ の額を合計した額。

<sup>(16)</sup> Deutscher Bundestag, *Drucksache*, V/2861, S. 17, 24. 連邦と州が協働していた分野としては、大学の拡充・新設、研究機関の助成、農業構造の改善、複数の州に係る国土計画、社会的な住宅建設、スポーツ施設の設置等がある。

<sup>(17)</sup> Sachs (Hrsg.), *op.cit.*(1), S. 1924f.

<sup>(18)</sup> Einundzwanzigstes Gesetz zur Änderung des Grundgesetzes (Finanzreformgesetz) vom 12. Mai 1969 (BGBl. I S. 359).

<sup>(19)</sup> Umbach und Clemens (Hrsg.), *op.cit.*(8), S. 942f. 協調的連邦主義とは、連邦と州との間又は州間での合意に基づいて政策を行うような連邦制で、ドイツは協調的連邦主義を採っているとされる。„Zusammenarbeit im deutschen Föderalismus“. Bundeszentrale für politische Bildung website <<https://www.bpb.de/izpb/159339/zusammenarbeit-im-deutschen-foederalismus?p=all>>

<sup>(20)</sup> 第 91a 条で定める共同任務は狭義の共同任務、第 91b 条のそれは広義の共同任務という区分もある。Markus Heintzen, „Was ist eine Gemeinschaftsaufgabe?“ *Deutsches Verwaltungsblatt*, 131(19), 2016.10.1, S. 1219.

義務的な共同任務は、「州の任務」について行われる。義務的な共同任務は、①複数の州にとって意義があること<sup>(21)</sup>、②連邦の協力が生活条件の改善に必要であること、の2つの要件を満たす場合に、a) 大学病院を含む大学<sup>(22)</sup>の拡充・新設、b) 地域経済構造の改善、c) 農業構造及び海岸保護の改善の分野において行われるものとされた。要件を満たす場合には、連邦は州に協力することを義務付けられる。共同任務の一般原則は、連邦参議院（上院）の同意を要する法律<sup>(23)</sup>において定められる。また、連邦と州は、共同で基本計画（Rahmenplanung）を策定し、a) 及び b) については連邦と州が費用を折半し、c) については連邦が費用の半分以上を拠出することとされた。共同任務は州が執行するが、連邦は、基本計画の策定に関わることにより、国全体の発展と連邦領域における生活条件の均一性に対する責任を果たすことになる<sup>(24)</sup>。

任意的な共同任務は、a) 学校教育（初等中等教育）分野の「教育計画（Bildungsplanung）」と、b) 高等教育分野の地域を超えた意義を有する「学術的な研究の施設及び計画（Vorhaben）の助成」について行われるものとされた。任意的な共同任務は、必ずしも州の任務について行われる必要はなく、連邦の任務において両者が協働してもよい<sup>(25)</sup>。「費用分担（Aufteilung der Kosten）」については、連邦と州が結ぶ協定（Vereinbarung）<sup>(26)</sup>で定められる。

## (2) 財政支援

財政支援（旧第 104a 条第 4 項（現在の第 104b 条））は、①経済全体の均衡が崩れることを防ぐため<sup>(27)</sup>、②全国の経済格差を調整するため、又は③経済成長を促すために、州及び市町村が行う特別に意義のある投資について、連邦が州に対して行うものである。財政支援の対象等の詳細は、連邦参議院の同意を要する法律又は連邦と州が結ぶ行政協定（Verwaltungsvereinbarung）において定められる。

共同任務においては、連邦が基本計画の策定にも参加することにより資金の用途の内容に関わることができるのに対し、財政支援における連邦の関わりは、財源の拠出にとどまる<sup>(28)</sup>。

(21) Wolff et al., *op.cit.*(14), S. 684. 条文では「全体」だが、「複数の州」と解されている。

(22) 1969 年の規定では、「総合大学（wissenschaftliche Hochschulen）」に限定されていたが、1970 年の第 27 次基本法改正（Siebenundzwanzigstes Gesetz zur Änderung des Grundgesetzes vom 31. Juli 1970 (BGBl. I S. 1161)）により、単科大学（教育系・芸術系大学等）を含む全ての大学に対象が拡大された。

(23) ドイツの議会の上院とされる連邦参議院（Bundesrat）は、16 州の政府の代表 69 名により構成される。州の財政に影響を与える法律は、連邦参議院の同意がなければ成立しない。

(24) Bundesministerium der Finanzen, *Finanzbericht 1970*, 1969, S. 165. 「連邦領域における生活条件の均一性」とは、旧第 72 条第 2 項に規定されていた「一州の領域を超える生活条件の均一性」のことである。この文言は、1994 年の基本法改正（Gesetz zur Änderung des Grundgesetzes (Artikel 3, 20a, 28, 29, 72, 74, 75, 76, 77, 80, 87, 93, 118a und 125a) vom 27. Oktober 1994 (BGBl. I S. 3146)）により、「連邦領域における等価的な生活条件」に改められた。

(25) 教育や研究の分野は基本的に州が所管するが、例えば連邦軍附属の大学校や、産業における研究の助成は、連邦が所管する。Wolff et al., *op.cit.*(14), S. 684.

(26) ここで、「協定」とは、行政協定（Verwaltungsvereinbarung）又は州間協定（Staatsvertrag）をいう。行政協定は、議会の関与なく行政府で定めることができる事項につき、政府間又は省庁間で締結される。州間協定は、州法律による実施が必要な事項について、州議会の関与を伴って締結される。例えば予算が必要な場合には、州議会の関与が必要となる。Walter Rudolf, „§ 141 Kooperation im Bundesstaat“, Josef Isensee und Paul Kirchhof, *Handbuch des Staatsrechts der Bundesrepublik Deutschland*, Band VI, 3., völlig neubearbeitete und erw. Aufl., Heidelberg: C.F. Müller, 2008, S. 1029ff; Umbach und Clemens (Hrsg.), *op.cit.*(8), S. 955.

(27) 景気対策の目的とされる。Bundesministerium der Finanzen, *Finanzbericht 2014*, 2013, S. 146.

(28) Heintzen, *op.cit.*(20)



## 2 2006年の基本法改正—連邦と州の財政を可能な限り分離—

共同任務及び財政支援の制度が基本法に規定された後、連邦から州への資金移転が常態化し、任務を遂行する責任と財源を負担する責任とが交錯する状況となっていた<sup>(29)</sup>。

教育分野では、この問題は特に顕著であった。例えば、義務的な共同任務である「大学病院を含む大学の拡充・新設」においては、連邦が資金の拠出を盾に、州の政策に介入したほか、旧東ドイツの州では、財政状況が良くないため、連邦と同額の拠出が困難となっていた<sup>(30)</sup>。また、連邦政府と州政府が策定した基本計画において助成額が決められ、当該額が州の予算法に盛り込まれたため、州の議会がこれに関与する余地は限定的となるという問題があった<sup>(31)</sup>。

このような状況を改善するため、2006年8月の基本法改正(同年9月1日施行)<sup>(32)</sup>においては、連邦と州の財政を可能な限り分離し、それぞれの責任範囲を明確にすることが目指され、学校教育・高等教育分野の連邦の権限が縮小され、財政支援の要件が厳格化された。この改正においては「競争的連邦主義」がモットーとなった<sup>(33)</sup>。しかし、財政力の弱い州を考慮し、共同任務と財政支援を完全に廃止するという選択肢はなかった。

### (1) 共同任務の対象分野の縮小等

従来、義務的な共同任務において、連邦と州は共同で基本計画を策定するものとされていたが、2006年の改正によりこの規定が削除され、連邦と州は「調整(Koordinierung)」を行うものとされた。また、任意的な共同任務では、連邦と州が結ぶ協定において「費用負担(Kostentragung)」を定めることとされ、連邦のみによる費用負担でもよいことになった。

高等教育の分野では、「大学病院を含む大学の拡充・新設」が義務的な共同任務の対象から除外され、代わって「大学における研究用建造物(大型機器を含む。)の助成」が任意的な共同任務の対象となった。対象となる建物が限定された上<sup>(34)</sup>、大学に係る共同任務は義務でなくなった。さらに、それまで任意的な共同任務の対象であった「学術的な研究の施設及び計画の助成」が、「大学以外における学術的な研究の施設及び計画の助成」と「大学における学術及び研究の計画の助成」というように、研究機関<sup>(35)</sup>と大学に区分され、大学については個別の有期の研究プロジェクトのみが助成の対象とされた。これは、高等教育は州の任務であることを考慮した改正である<sup>(36)</sup>。その結果、連邦は、組織としての大学に対する助成を行うことができなくなった。

学校教育の分野では、「教育計画」が任意的な共同任務の対象ではなくなり、代わって「教育

<sup>(29)</sup> 財政支援については、1980年代に縮小すべきだとする議論があり、複数の財政支援が中止されたが、その後の東西ドイツ統一を受けて旧東独地域への財政支援が増えていた。Bundesministerium der Finanzen, *Finanzbericht 1984*, 1983, S. 115.

<sup>(30)</sup> Arthur Benz et al., *Varianten und Dynamiken der Politikverflechtung im deutschen Bundesstaat*, Baden-Baden: Nomos, 2016, S. 47.

<sup>(31)</sup> Margrit Seckelmann, „„Renaissance“ der Gemeinschaftsaufgaben in der Föderalismusreform II?“ *Die Öffentliche Verwaltung*, 62(18), 2009.9, S. 748f.

<sup>(32)</sup> 前掲注(6)の法律。

<sup>(33)</sup> Seckelmann, *op.cit.*(31), S. 747. 競争的連邦主義とは、各州が自律的にかつ自己責任をもって政策を行い、企業立地を競ったり、優れた学術・文化・スポーツを呼び込んだりする連邦制であり、各州の財政上の自己決定権(税率等)の強化や借金に頼らない財政等が必要とされる。Josef Isensee, „§ 126 Idee und Gestalt des Föderalismus im Grundgesetz“, Isensee und Kirchhof, *op.cit.*(26), S. 189f.

<sup>(34)</sup> 大学の聴講室、事務室等が対象から除外された。

<sup>(35)</sup> ドイツ研究振興協会(Deutsche Forschungsgemeinschaft)、マックス・プランク研究所(Max-Planck-Gesellschaft)等。これらの研究機関の多くは、連邦や州からの公的助成を受けている。

<sup>(36)</sup> Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 18/12310, S. 26.



制度のパフォーマンスの国際比較」がその対象となった。従来の「教育計画」については、1970年に連邦と州による教育計画共同委員会 (Gemeinsame Kommission für Bildungsplanung) が設置され、教育総合計画の策定などを行っていたが、政党間の政策の違い及び連邦・州間の権限争いを背景に、1982年以降は教育総合計画が策定されず、機能していなかった<sup>(37)</sup>。また、連邦は「教育計画」を拡大解釈し、この規定を根拠として「終日制学校 (Ganztagsschule)」<sup>(38)</sup>等のモデル事業を試行するようになり、州が自らの領域を侵されたように感じていた<sup>(39)</sup>。その結果、各州の間では、共同任務としての「教育計画」を廃止することで意見の一致を見ていた。2006年に規定された「教育制度のパフォーマンスの国際比較」では、例えば、経済協力開発機構 (Organisation for Economic Co-operation and Development: OECD) が実施する PISA (Programme for International Student Assessment. 生徒の学習到達度調査) のための報告を連邦と州が共同で行っている。

## (2) 財政支援の要件の厳格化

財政支援は、それまで、連邦と州の財政上の費用分担原則について定める第 104a 条の第 4 項に定められていたが、新設された第 104b 条に規定が移され、財政支援に関する独立の条となった。また、財政支援の要件が厳格化され、①連邦は当該の対象分野について立法権限を有さなければならないこと、②財政支援には期限を付し、定期的に用途を検査しなければならないこと、③財政支援の額は毎年逡減しなければならないことが定められた。さらに、連邦又は州の所管官庁は、連邦議会 (下院)<sup>(40)</sup>、連邦政府及び連邦参議院 (上院) からの求めに応じて、実施した財政支援の措置及び目的の達成状況を報告しなければならないとされた。①の要件により、州が所管する教育分野については、連邦が所管する一部の事項 (学校教育制度の外で行われる職業教育 (第 74 条第 1 項第 13 号)、公的扶助 (同項第 7 号) 等) を除き、連邦は財政支援を行うことができなくなった<sup>(41)</sup>。また、②の要件が規定されたことで、財政支援はアド・ホックに行わなければならないなくなり、構造的で長期的な問題に対処するための財政支援を行うことができなくなった。このことにより、長期的な問題のための財源配分のコントロールは、財政調整という別の枠組みに頼らなければならないようになったという見解がある<sup>(42)</sup>。

2006年の改正では、連邦と州の立法権限の切り分けも見直された。その結果、州の立法事項に移されたものの一つに「社会的な住居助成 (soziale Wohnraumförderung)」がある<sup>(43)</sup>。それまで

<sup>(37)</sup> Umbach und Clemens (Hrsg.), *op. cit.*(8), S. 956; Jens Ridderbusch, *Deutschland auf dem Weg zum zweigliedrigen Schulsystem: Transfer- und Lernprozesse in der Bildungspolitik*, Wiesbaden: Springer, 2019, S. 81.

<sup>(38)</sup> ドイツでは、親が教育に責任を持つとの考え方から、13時又は13時半に終了する半日の学校が一般的であったが、共働きの家庭が増え、近年では終日制学校が増えている。木戸裕「現代ドイツ教育の課題—教育格差の現状を中心に—」『レファレンス』703号, 2009.8, p.19. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_999595\\_po\\_070301.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999595_po_070301.pdf?contentNo=1)>

<sup>(39)</sup> Hans Meyer, *Die Föderalismusreform 2006: Konzeption, Kommentar, Kritik*, Berlin: Duncker & Humblot, 2008, S. 242.

<sup>(40)</sup> 連邦議会 (Bundestag) は、選挙で選出された議員により構成される。ドイツの議会制度については、小林公夫「ドイツの議会制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1055, 2019.5.16. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11281219\\_po\\_1055.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11281219_po_1055.pdf?contentNo=1)> を参照。

<sup>(41)</sup> Margrit Seckelmann, „Das sog. „Kooperationsverbot“ und die Mittel zu seiner Behebung“, *Die Öffentliche Verwaltung*, 65 (18), 2012.9, S. 702.

<sup>(42)</sup> Meyer, *op. cit.*(39), S. 277. 具体的には、売上税の連邦と州との間の配分比率の変更によるとされる。

<sup>(43)</sup> Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 16/813, S. 13. 2006年の改正前は、「住宅制度 (Wohnungswesen)」(第 74 条第 1 項第 18 号) は連邦と州が競合的に立法権限を有する事項であったが、改正により「住宅建設補助法 (Wohnungsbauprämienrecht)」等に限定されたことにより、「社会的な住居助成」は、州が単独で立法権限を有する事項となったものである。

の財政支援はこの分野で多く行われていたため、影響を受けることになった（後述）。

### (3) 経過規定

財政援助、すなわち上記の共同任務と財政支援に関する規定の改正により、連邦から州に移転する額が減るため、経過規定が設けられた（第 125c 条及び第 143c 条）。

#### (i) 第 125c 条の概要

- ① 2006 年 9 月 1 日に改正基本法が施行したことをもって「大学病院を含む大学の拡充・新設」が義務的な共同任務でなくなったが、これに関連する法令<sup>(44)</sup>は、同年末まで有効とされた。
- ② 旧第 104a 条第 4 項に基づく市町村の公共交通の財源に関する法令<sup>(45)</sup>の規定は無期限であり、改正後の財政支援の要件に合致しないため、2006 年 9 月 1 日をもって効力を有さなくなるところ、同年末まで有効とされた。ただし、「市町村の交通事情を改善するための連邦の財政支援に関する法律」<sup>(46)</sup>（以下「市町村交通財源法」という。）第 6 条に規定する市町村の公共交通を支援する連邦プログラムに関する規定は、2019 年末まで有効とされた。過去 40 年以上にわたって、市町村の交通事情を改善するために連邦が毎年行ってきた財政支援のうち、80% は州プログラムに、20% は連邦プログラムに配分されてきた。改正により、州プログラムには 2006 年末をもって連邦の財政支援が行われなくなり、連邦プログラムは 2019 年まで存続することになった<sup>(47)</sup>。
- ③ 同様に、旧第 104a 条第 4 項に基づく社会的な住居助成に関する法令<sup>(48)</sup>の規定も、「社会的な住居助成」が州の立法事項に移行したことに伴い、2006 年 9 月 1 日をもって効力を有さなくなるところ、同年末まで有効とされた。
- ④ 旧第 104a 条第 4 項に基づく他の法令の規定は、2019 年末まで有効とされた。

#### (ii) 第 143c 条の概要

第 143c 条では、上記 (i) ①～③の分野と「教育計画」において連邦からの拠出が 2007 年以降行われなくなることを補填するために、2007 年から 2013 年までは、2000 年から 2008 年までの連邦の拠出額<sup>(49)</sup>の平均から算出される額が、連邦から州に対して補償金として交付されることが定められた。さらに、この補償金は、その目的のために使用しなければならないことが規定された。2014 年から 2019 年までについては、2013 年末までに、連邦が州にどれだけの額の補償金を交付するのが適正かつ必要であるかについて、連邦と州が検討するものとされた。2014 年から 2019 年までの連邦から州への補償金は、何らかの投資に使用しなければならないが、用途を拘束しないこととされた。2019 年までとされた理由は、2020 年以降に新しい財政調整制度を施行することが予定され、その中で連邦と州の財政関係が調整されることになってい

(44) Gesetz über die Gemeinschaftsaufgabe „Ausbau und Neubau von Hochschulen“ vom 1. September 1969 (BGBl. I S. 1556). そのほか、この法律に基づく基本計画及び連邦と州との間で締結された協定も含まれる。Wolff et al., *op.cit.*(14), S. 909.

(45) Gesetz über Finanzhilfen des Bundes zur Verbesserung der Verkehrsverhältnisse der Gemeinden (Gemeindeverkehrsfinanzierungsgesetz - GVFG) in der Fassung der Bekanntmachung vom 28. Januar 1988 (BGBl. I S. 100) 等。

(46) 同上の法律。

(47) Simon Kempny, „Finanzhilfen und Nominalismus“, *Zeitschrift für Rechtspolitik*, 47(1), 2014, S. 14.

(48) Gesetz über die soziale Wohnraumförderung vom 13. September 2001 (BGBl. I S. 2376) 等。

(49) 2004 年から 2008 年までの拠出額は、2005 年連邦予算法に付された「連邦財政計画（2004-2008 年）」に計上された額に基づく。Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 16/813, S. 22.

たためである<sup>(50)</sup>。第 143c 条の経過規定に関する細則は、「共同任務及び財政支援についての分離法」<sup>(51)</sup>に定められた。

### Ⅲ 2009 年以降の基本法改正による財政援助の要件の再緩和

2006 年の基本法改正において、連邦と州の財政を可能な限り分離することが目指されたものの、その後の複数回の改正により、再び元の制度に近づいていくことになった。

#### 1 2009 年の基本法改正—財政支援の要件緩和—

2009 年 7 月の基本法改正（同年 8 月 1 日施行）<sup>(52)</sup>では、2006 年の改正が目指した方向とは逆方向の改正が行われ、財政支援の要件が緩和された。

2006 年の基本法改正により、連邦は、自らが立法権限を有する分野でなければ州に対して財政支援を行うことができなくなっていた。しかし、このことは、2008 年の世界的な金融危機への対処<sup>(53)</sup>に際して支障となった<sup>(54)</sup>。例えば、2009 年 1 月 14 日に連邦政府が決定した第 2 次緊急経済対策では、エネルギー効率を高めるための建物改修の分野で連邦が立法権限を有していることを根拠として、校舎の改修工事のための資金が、連邦から州に対する財政支援として交付された<sup>(55)</sup>。しかし、この資金は、実際には、省エネ改修のためのみではなく、通常の改修工事にも使用された<sup>(56)</sup>。このような実態を考慮し、2009 年の基本法改正では、激甚災害又は国の統制が及ばず国家の財政状況に著しく影響を及ぼす緊急非常事態<sup>(57)</sup>の場合には、連邦は、立法権限が付与されていなくても財政支援を行うことができるとされた（第 104b 条第 1 項）。

一方、共同任務に関連した改正としては、第 8a 章のタイトルが、「共同任務及び行政上の協力」に変更されたことがある。これは、情報技術システムの計画、構築及び運用（第 91c 条の新設）と行政のパフォーマンス評価（第 91d 条の新設）について、連邦と州が行政上協力することができることになったためである<sup>(58)</sup>。

なお、2009 年の基本法改正は、連邦と州の債務を減らすため、連邦の起債額については 2016 年から、州の起債額については 2020 年から、一定の制限（名目 GDP の 0.35% を起債額の上限とす

<sup>(50)</sup> Deutscher Bundestag, *op.cit.*(43), S. 22.

<sup>(51)</sup> Gesetz zur Entflechtung von Gemeinschaftsaufgaben und Finanzhilfen (Entflechtungsgesetz) vom 5. September 2006 (BGBl. I S. 2098, 2102).

<sup>(52)</sup> Gesetz zur Änderung des Grundgesetzes (Artikel 91c, 91d, 104b, 109, 109a, 115, 143d) vom 29. Juli 2009 (BGBl. I S. 2248). 詳細は、山口和人「ドイツの第二次連邦制改革（連邦と州の財政関係）(1) —基本法の改正—」『外国の立法』No.243, 2010.3, pp.3-18. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1166438\\_po\\_024301.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1166438_po_024301.pdf?contentNo=1)>; 渡辺富久子「ドイツにおける財政規律強化のための基本法の規定」『外国の立法』No.263, 2015.3, p.81. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9111090\\_po\\_02630007.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9111090_po_02630007.pdf?contentNo=1)> を参照。

<sup>(53)</sup> 2008 年 11 月 5 日に連邦政府により決定された第 1 次緊急経済対策については、山口和人「【ドイツ】緊急経済対策の実施」『外国の立法』No.238-1, 2009.1, pp.10-11. <<https://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/legis/23801/02380105.pdf>> を参照。

<sup>(54)</sup> Sachs (Hrsg.), *op.cit.*(1), S. 2244.

<sup>(55)</sup> Gesetz zur Umsetzung von Zukunftsinvestitionen der Kommunen und Länder vom 2. März 2009 (BGBl. I S. 416, 428) の第 3 条。

<sup>(56)</sup> Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 17/8902, S. 2.

<sup>(57)</sup> 2008 年の世界的な金融危機も、緊急非常事態の一つとされる。Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 16/12410, S. 10.

<sup>(58)</sup> 2010 年の基本法の改正（Gesetz zur Änderung des Grundgesetzes (Artikel 91e) vom 21. Juli 2010 (BGBl. I S. 944)）では、「求職者のための基礎保障」の分野で連邦と州が行政上の協力を行うことができることが規定され（第 91e 条の新設）、連邦と州の行政上の協力は拡大の傾向にある。



る。)を設けることを主眼としていた。この改正は、州の歳出の在り方に大きな影響を与えることとなり、州が連邦の財政援助に一層依存する一因となっている<sup>(59)</sup>。

## 2 2014年の基本法改正—高等教育分野における連邦と州の協力の強化—

2006年の基本法改正により、連邦の大学に対する助成は、個別の有期の研究プロジェクトに限定されたが(前述)、2000年代半ば以降、大学生の増加に対応するための連邦と州との協定「大学協定2020(Hochschulpakt 2020)」や、研究業績の優れた大学を助成する連邦と州との協定「エクセレンス・イニシアティブ(Exzellenzinitiative)」等が、第91b条を根拠として締結されていた。それらの助成プログラムの中には、個別の有期の研究プロジェクトに限定されていると言い難いものもあり、違憲の疑いも指摘されていた<sup>(60)</sup>。

このような背景から、2014年12月の基本法改正(2015年1月1日施行)<sup>(61)</sup>では、第91b条が改正され、「学術、研究及び教授の助成」のために、連邦と州が協働できることになった。要件は、従前のおり、「地域を超えた意義を有すること」、すなわち、複数の州に対して影響を与え、国内及び国際的な文脈で意義のあることである<sup>(62)</sup>。特に、大学に関する協定には、全ての州の同意を要することとされた。ただし、「[大学における]研究用建造物(大型機器を含む。)の助成」のための協定については、この限りでない。この改正により、組織としての大学に対する連邦の助成が再び可能となった<sup>(63)</sup>。連邦政府は、ドイツのイノベーション力の基礎として学術・研究の国際競争力が重要であり、大学に対して、財政上の確実な見通しを与えることが必要だと説明している<sup>(64)</sup>。

## 3 2017年の基本法改正—財政支援における連邦の権限の強化・拡大—

2017年7月の基本法改正(同月20日施行)<sup>(65)</sup>では、財政援助のうち財政支援における連邦の権限が強化され、連邦法律又は行政協定において、財政支援により交付された資金の使用に関する各州プログラムの策定について規定を定めることができるとされた。この改正により、連邦は、各州が行う事業の助成基準を統一したり比較したりすることができるようになった<sup>(66)</sup>。さらに、連邦は、当該州に対して、財政支援金の使用について報告及び文書の提出を要求し、当該州の官庁において調査を行うことができるようになった(第104b条第2項)。

また、連邦は、財政力の弱い市町村の教育インフラ投資のために、州に対して財政支援を行うことができるようになった(第104c条の新設)。教育は州の任務であるので、この規定は、財政支援は、連邦が立法権限を有する分野に限るという要件を定める第104b条の例外とされる<sup>(67)</sup>。

<sup>(59)</sup> Benz et al., *op.cit.*(30), S. 40.

<sup>(60)</sup> Simon Sieweke, „Verfassungsrechtliche Anforderungen an die Fortsetzung der Exzellenzinitiative“, *Die Öffentliche Verwaltung*, 62(22), 2009.11, S. 946ff.

<sup>(61)</sup> Gesetz zur Änderung des Grundgesetzes (Artikel 91b) vom 23. 12. 2014 (BGBl. I S. 2438).

<sup>(62)</sup> Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 18/2710, S. 7.

<sup>(63)</sup> この改正を受けて、例えば、連邦奨学金BAfögは、従来州が35%、連邦が65%の割合で負担していたが、連邦が全額を負担することとする法改正が行われた。Fünfundzwanzigstes Gesetz zur Änderung des Bundesausbildungsförderungsgesetzes vom 23. Dezember 2014 (BGBl. I S. 2475). 2015年1月1日施行。

<sup>(64)</sup> „Grundgesetzänderung für die Forschung“. Bundesregierung website <<https://www.bundesregierung.de/breg-de/aktuelles/grundgesetzänderung-fuer-die-forschung-397344>>

<sup>(65)</sup> Gesetz zur Änderung des Grundgesetzes (Artikel 90, 91c, 104b, 104c, 107, 108, 109a, 114, 125c, 143d, 143e, 143f, 143g) vom 13. Juli 2017 (BGBl. I S. 2347). 詳細は、渡辺 前掲注(10)を参照。

<sup>(66)</sup> Wolff et al., *op.cit.*(14), S. 810.

<sup>(67)</sup> Kyrill-A. Schwarz, „Unterstützung regionaler Daseinsvorsorge durch den Bund?“ *Die Öffentliche Verwaltung*, 71(4), 2018.2, S. 127.



連邦会計検査院は、共同任務や財政支援の制度を通じて州に交付された資金の用途を、連邦の官庁以外（州・市町村の官庁、公法上・私法上の法人<sup>(68)</sup>）においても検査する権限を得た（第 114 条）。

ほかに、財政支援に関連して、2006 年の基本法改正で定められた経過規定である第 125c 条が改正された。その概要は、次のとおりである。2006 年の改正において、市町村の公共交通を支援する連邦プログラム（無期限）のための財政支援に関する規定は、期限付きでなければならないという規定（第 104b 条第 2 項）に反するため、2019 年末まで有効とする経過規定が設けられていた（Ⅱ 2 (3) (i) ②）。また、2006 年改正前の第 104a 条第 4 項に基づく港湾のための財政支援<sup>(69)</sup>については、2019 年末まで有効とされていた（Ⅱ 2 (3) (i) ④）が、連邦が立法権限を有していないため、それ以上継続して財政支援を行うことができないことになっていた。2017 年の改正により、両財政支援は、例外的に無期限とされた。市町村の公共交通を支援する連邦プログラムについて定める市町村交通財源法の規定は、2025 年 1 月 1 日以降、改正をしてもよいこととされた。

#### 4 2019 年の基本法改正—財政支援の拡充—

2019 年 3 月の基本法改正（同年 4 月 4 日施行）<sup>(70)</sup>では、財政支援の原則として、連邦の財政支援は、州の拠出に追加する形で行われなければならないという原則が追加された（第 104b 条第 2 項）。さらに、市町村の教育インフラ分野について財政支援を行う連邦の権限が拡張された。あわせて、州の意見に沿って、連邦は、2019 年末までの経過措置とされていた社会的な住居助成と市町村の公共交通のための補償金を支払った後も、引き続き両分野に対して財政支援として財源を拠出することとされた。

##### (1) 教育インフラ分野

教育インフラ分野のための財政支援（第 104c 条）は、財政力の弱い市町村による投資について行われるものとされていたが、「財政力の弱い」という条件が削除された。この改正により、全国の教育インフラにおける構造上の問題に対処するための財政支援を行うことができるようになった<sup>(71)</sup>。また、州又は市町村の教育インフラ分野の投資と直接関連する有期の支出に対する財政支援も可能となった。そのほか、「市町村の教育インフラのパフォーマンスを上げること」が財政支援の目的として定められた（第 104c 条）。

この改正の結果、例えば「学校デジタル化対策（2019-2024）」というプロジェクトが実施され、財政支援が行われている。このプロジェクトは、生徒の IT 能力を底上げすることを目的とし、申請のあった学校に対し、校内のインターネット環境の改善、学習用ソフトウェア、インタラクティブ・ホワイトボード、理系教科や職業教育に必要なデジタル機器の調達等を助成するものである<sup>(72)</sup>。州は、調達した機器の維持管理、教員のために必要な研修等を行う。

<sup>(68)</sup> Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 18/12588, S. 33.

<sup>(69)</sup> 根拠法は、Gesetz über Finanzhilfen des Bundes nach Artikel 104a Abs. 4 des Grundgesetzes an die Länder Bremen, Hamburg, Mecklenburg-Vorpommern, Niedersachsen sowie Schleswig-Holstein für Seehäfen vom 20. Dezember 2001 (BGBl. I S. 3955, 3962).

<sup>(70)</sup> 前掲注(7)の法律。

<sup>(71)</sup> Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 19/11415, S. 3.

<sup>(72)</sup> Verwaltungsvereinbarung über die Gewährung von Finanzhilfen des Bundes an die Länder nach Artikel 104c des Grundgesetzes zur Förderung der kommunalen Bildungsinfrastruktur (Verwaltungsvereinbarung DigitalPakt Schule 2019 bis 2024) vom 16. Mai 2019 (BAnz AT 14.6.2019 B2).

そのほか、教育インフラの分野については、財政支援の額は毎年逡減しなければならないという要件及び州の官庁において調査を行うことができる連邦の権限が削除された。

## (2) 社会的な住宅建設

連邦は、全国的な意義がある場合に、社会的な住宅建設に係る投資に対して財政支援を行う(社会的な住居助成)ことができることとされた(第104d条の新設)。この分野の立法権限は州が有するので、この規定も、連邦が立法権限を有する分野でなければならないという要件を定める第104b条の例外である。ドイツの大都市では、近年、移民・難民の流入等による人口増加から賃貸住宅の家賃が高騰し、適切な家賃の物件を探すことが困難となっている。このような状況から、低所得者に賃貸する社会的住宅の建設を増やすことが必要と認識されていることが背景にあった<sup>(73)</sup>。社会的な住宅建設の分野については、財政支援に期限を付し、定期的に用途を検査しなければならないという要件と、財政支援の額は毎年逡減しなければならないという要件が課されない。

## (3) 市町村の公共交通

2017年の改正により、市町村の公共交通を支援する連邦プログラムについて定める市町村交通財源法の規定は、2025年1月1日以降に改正してもよいこととされていたが(第125c条)、いつでも改正してよいこととされた。この改正により、例えば、鉄道や地下鉄の近距離路線網の整備や、既存インフラの改修のための連邦プログラムがいつでも可能となる<sup>(74)</sup>。鉄道や地下鉄、路面電車といった公共交通網の整備により車での移動が減るため、排気ガス削減につながることから、気候変動対策としての措置ともされている<sup>(75)</sup>。

## おわりに—協調的連邦制下の財政援助—

連邦制の在り方に鑑みると、州の独立性を重視する観点から、連邦から州への財政援助は望ましくないという理念が掲げられる。しかし、ドイツでは、連邦領域における等価的な生活条件を保障するために「協調的連邦制」が採られており、財政援助は必要な制度とされている。実際、これまで、各種の問題に現実的に対処する必要から、財政援助プログラムが先行するなど完全に合憲とは言い切れない実態が生じ、それに追従する形で基本法の改正が行われてきた。

ドイツにおける連邦制の研究によれば、連邦制の改革には連邦と全ての州の同意を必要とするため、連邦と州の政治家が制度の欠点を認識していても、権限と財源の配分の仕方を変更するような制度の根本的な改革は困難とされている<sup>(76)</sup>。そのため、財政に関わる連邦制改革では、

<sup>(73)</sup> Deutscher Bundestag, *Plenarprotokoll*, 19/94, S. 11258ff. 社会的住宅は、不動産会社が市町村と契約し、低利の融資を受けて建設した住宅を低所得者に低めの家賃で貸し出すものである。一定期間(通常15~25年)が経過し、低利融資を受けたことによる経済的な利益がなくなると、当該住宅の所有者は、通常の家賃で貸したり、家賃を引き上げたりすることが可能となる。そのため、一定の築年数を経過して社会的住宅でなくなった住宅数が新築の社会的住宅数を上回ると、社会的住宅は減少する。「社会的な住居助成」が2006年に州の所管事項となって以来、社会的住宅の数は減少しており、2000年には260万戸あったが、2018年には120万戸となっている。*idem*, *Plenarprotokoll*, 19/53, S. 5690.

<sup>(74)</sup> Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 19/3440, S. 11.

<sup>(75)</sup> Deutscher Bundestag, *Plenarprotokoll*, 19/68, S. 7695f.

<sup>(76)</sup> Benz et al., *op.cit.*(30), S. 30.

16州が一体となって連邦と対峙し、連邦が現状より多くの財源を全ての州に対して等しく上乘せして負担する形で制度が微修正されることが常となっている。財源の配分が問題となる場合には、連邦と州の官僚・政治家らが取引を行い、複数の分野の財源を全体として調整して配分したり、連邦が財源の拠出をやめる代わりに補償金を交付したりして解決を図っている<sup>(77)</sup>。

また、共同任務や財政支援は現実的に必要な制度であることから、その枠組みは変え難いが、東西ドイツの統一や欧州統合の深化、二大政党制から多党制への変容といった時代の変化に合わせて内容を変えていく必要があることが指摘されている<sup>(78)</sup>。近年では、公的なサービスの効率性が重視されるようになったこと<sup>(79)</sup>、積極的な景気刺激策よりも債務の削減が優先される緊縮財政が採られるようになったことなどが、財政援助の制度に影響を与えている<sup>(80)</sup>。例えば、「大学病院を含む大学の拡充・新設」の共同任務が2006年に廃止されたのはそのような文脈においてのことであり、連邦も州も、手続のための労力に比して、当該共同任務は相対的に意味を失ったことを認めていた<sup>(81)</sup>。代わって、教育の分野では、国際的な学力水準を基準とした制度が志向されるようになった。

2019年の基本法改正案の議会における審議では、様々な意見があった。連邦参議院（上院）では、財政力の弱い旧東ドイツ諸州は、連邦からの財政援助を求めた<sup>(82)</sup>。財政力の強いバーデン・ヴュルテンベルク州は、連邦の介入により、州が連邦の支配下に入ってしまうような事態を懸念し、財政調整制度の在り方を工夫して、連邦と州の間で税金をもっと適切に配分することにより、州の財政を改善すべきことを訴えた。連邦議会（下院）では、野党の自由民主党（FDP）と緑の党が共同で、学校教育の質を高めるための連邦と州との共同任務を可能とすべきこと、教育インフラのための長期的な財政支援を可能とすべきことを内容とする動議を提出した<sup>(83)</sup>。右派の野党であるドイツのための選択肢（AfD）は、今回の基本法改正は行き過ぎであり、特に教育分野に関して連邦は州の政策に介入すべきでないとする動議を提出した<sup>(84)</sup>。また、2006年の基本法改正において市町村の公共交通及び社会的な住居助成の分野の財政支援等を廃止したと引換えに、経過措置として2014年から2019年に交付された補償金の多くが目的外で使用されたことが問題視され、議論された<sup>(85)</sup>。

連邦から州への財政援助の制度は、第一義的には連邦領域における等価的な生活条件を保障する意義がある。2019年の基本法改正により、従来行われている社会的な住居助成や、市町村の公共交通のための助成が再び期限なしに行われるようになったことは、この意義に資する<sup>(86)</sup>。

しかし、近年の基本法改正により、それにとどまらない共同任務や財政支援も行われるよう

(77) *ibid.*, S. 28f.

(78) *ibid.*, S. 54.

(79) *ibid.*, S. 58.

(80) *ibid.*, S. 66.

(81) *ibid.*, S. 70.

(82) Bundesrat, *Plenarprotokoll*, 969, S. 196ff.

(83) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 19/4556. 採決では、ドイツのための選択肢（AfD）以外の会派は、改正案に賛成した。

(84) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 19/4543.

(85) Deutscher Bundestag, *Plenarprotokoll*, 19/53, S. 5705f. 多くの州は、これらの補償金を経常的経費の支払に充て、2020年から適用される起債制限に備えていた。„Die gierigen 16“, *Handelsblatt*, 17 Mai 2019. <<https://www.handelsblatt.com/politik/konjunktur/research-institute/hri-analyse-zur-finanzpolitik-die-gierigen-16/24349766.html?ticket=ST-64601423-W7CYRQLCdrT5BvuAwkCG-ap6>>

(86) さらに、連邦参議院は、第91a条に基づく共同任務の対象として、「過疎地対策（ländliche Entwicklung）」を追加することを求めている。Deutscher Bundestag, *op.cit.*(74), S. 12.

になってきた。特に教育分野で行われている大学や研究に対する助成や<sup>(87)</sup>、財政支援としての「学校デジタル化対策（2019-2024）」といったプロジェクトは、国際的な競争の中でドイツが後れをとらないためにも、連邦がリードして行っているものである。

ドイツにおける財政援助の制度は、連邦制とのバランスをとることを要請されながらも、その時々々の社会状況に応じて、柔軟に運用されている。グローバルな社会変化の中での連邦制の行き詰まりの打開ともなる要素をも含んでいるように考えられ、今後の動きも注目される。

(わたなべ ふくこ)

---

<sup>(87)</sup> Bundesministerium für Bildung und Forschung, *Bundesbericht Forschung und Innovation 2018*, 2018, S. 43ff.



別表1 共同任務に関する基本法の規定の変遷

条	第91a条 (1969年新設)	第91b条 (1969年新設)
義務/任意	義務	任意
対象	<p>【1969年】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学病院を含む大学の拡充・新設</li> <li>・地域経済構造の改善</li> <li>・農業構造及び海岸保護の改善</li> </ul>	<p>【1969年】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育計画</li> <li>・地域を超えた意義を有する学術的な研究の施設及び計画の助成</li> </ul>
	<p>【2006年改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「大学病院を含む大学の拡充・新設」の削除</li> </ul>	<p>【2006年改正】</p> <p>(第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学以外における学術的な研究の施設及び計画の助成</li> <li>・大学における学術及び研究の計画の助成</li> <li>・大学における研究用建造物(大型機器を含む。)の助成</li> </ul>
		<p>(第2項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育制度のパフォーマンスの国際比較</li> </ul>
要件	<p>【1969年】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体にとって意義があること。</li> <li>・連邦の協力が生活環境の改善に必要であること。</li> </ul>	
実施法令	<p>【1969年】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連邦参議院の同意を要する法律で一般原則を定める。</li> </ul>	<p>【1969年】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協定</li> </ul>
	<p>【2006年改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連邦参議院の同意を要する法律で調整の詳細を定める。</li> </ul>	<p>【2014年改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に大学に関わる協定には、全ての州の同意を要する。(大学における研究用建造物(大型機器を含む。)の助成のための協定については、この限りでない。)</li> </ul>
計画	<p>【1969年】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連邦と州は、共同で基本計画を策定</li> </ul>	
	<p>【2006年改正】</p> <p>当該規定の削除</p>	
費用負担	<p>【1969年】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「農業構造及び海岸保護の改善」では、連邦が5割以上を負担</li> <li>・「農業構造及び海岸保護の改善」以外では、連邦と州が折半</li> </ul>	<p>【1969年】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・費用分担については、協定で定める。</li> </ul>
		<p>【2006年改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・費用負担については、協定で定める。</li> </ul>
報告・検査	<p>【1969年】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連邦政府及び連邦参議院からの求めに応じた共同任務の実施状況に関する報告義務</li> </ul>	
	<p>【2006年】</p> <p>当該規定の削除</p>	

(注) 網掛けは、現行の規定である。

(出典) 基本法の規定を基に筆者作成。

別表2 財政支援に関する基本法の規定の変遷

条	旧第104a条第4項(1969年新設) 現第104b条(2006年新設)	第104c条(2017年新設)	第104d条(2019年新設)
対象	【1969年】 ・州及び市町村の特別に意義のある投資。	【2017年】 ・教育インフラの分野における、財政力の弱い市町村の全国的に意義のある投資。 【2019年改正】 ・教育インフラの分野における、市町村の全国的に意義のある投資。 【2019年追加】 ・当該投資と直接関係のある州及び市町村の有期の支出。	【2019年】 ・社会的な住宅建設の分野における、州及び市町村の全国的に意義のある投資。
目的	【1969年】 ・経済全体の均衡が崩れることを防ぐこと。 ・全国の経済格差を調整すること。 ・経済成長を促すこと。	【2019年追加】 ・市町村の教育インフラのパフォーマンスを上げること。	
実施法令	【1969年】 ・連邦参議院の同意を要する法律又は行政協定で投資の種類を定める。 【2017年追加】 ・連邦法律又は行政協定において、財政支援により交付された資金を使用する各州プログラムの策定に関する規定を定めることができる。	【2017年】 ・連邦参議院の同意を要する法律又は行政協定で投資の種類を定める。 ・連邦法律又は行政協定において、財政支援により交付された資金を使用する各州プログラムの策定に関する規定を定めることができる。	【2019年】 ・連邦参議院の同意を要する法律又は行政協定で投資の種類を定める。 ・連邦法律又は行政協定において、財政支援により交付された資金を使用する各州プログラムの策定に関する規定を定めることができる。
要件	【2006年】 ・当該の対象分野について連邦が立法権限を有すること。 ・財政支援には期限を付し、定期的に用途を検査しなければならないこと。 ・財政支援の額は毎年逡減しなければならないこと。 【2009年追加】 ・激甚災害又は国の統制が及ばず、国家の財政状況に著しく影響を及ぼす緊急非常事態の場合には、立法権限が付与されていなくても財政支援を行うことができる。 【2019年追加】 ・連邦の財政支援は、州の拠出に追加して行うこと。	【2017年】 ・財政支援には期限を付し、定期的に用途を検査しなければならないこと。 ・財政支援の額は毎年逡減しなければならないこと。 【2019年改正】 ・「財政支援の額は毎年逡減しなければならないこと」の要件を削除。 【2019年追加】 ・連邦の財政支援は、州の拠出に追加して行うこと。	【2019年】 ・連邦の財政支援は、州の拠出に追加して行うこと。
報告・検査	【2006年追加】 ・連邦議会、連邦政府及び連邦参議院からの求めに応じた実施状況の報告。 【2017年追加】 ・連邦は、財政支援金の使用について、報告及び文書の提出を要求し、州の官庁においても調査を行うことができる。	【2017年】 ・連邦議会、連邦政府及び連邦参議院からの求めに応じた実施状況の報告。 ・連邦は、財政支援金の使用について、報告及び文書の提出を要求し、州の官庁においても調査を行うことができる。 【2019年改正】 ・連邦は、財政支援金の使用について、報告及び文書の提出を要求することができる。	【2019年】 ・連邦議会、連邦政府及び連邦参議院からの求めに応じた実施状況の報告。 ・連邦は、財政支援金の使用について、報告及び文書の提出を要求し、州の官庁においても調査を行うことができる。

(注) 網掛けは、現行の規定である。

(出典) 基本法の規定を基に筆者作成。

別表3 共同任務の主な根拠法等

法律等の題名	基本法の根拠規定(制定時)	期間	費用分担	助成額	共同任務の内容
Gesetz über die Gemeinschaftsaufgabe „Ausbau und Neubau von wissenschaftlichen Hochschulen“ vom 1. September 1969 (BGBl. I S. 1556). 2010年12月15日廃止。	第91a条	1972-2006. 2007-2019 年に経過措置	連邦1:州1	連邦:9億2500万ユーロ(2006)	学部、規模、立地等のバランスを考慮して、十分な数の学生が入学できるようにすることを目的とした大学の拡充・新設及び大型機器の調達
Gesetz über die Gemeinschaftsaufgabe „Verbesserung der Agrarstruktur und des Küstenschutzes“ vom 3. September 1969 (BGBl. I S. 1573).	第91a条	1973-	(農業構造の改善)連邦6:州4 (海岸保護の改善)連邦7:州3	連邦:9億6500万ユーロ(2020)	農業構造の改善、海岸保護の改善、極端気象による森林被害への対策、動物の福祉、洪水対策、過疎対策等
Gesetz über die Gemeinschaftsaufgabe „Verbesserung der regionalen Wirtschaftsstruktur“ vom 6. Oktober 1969 (BGBl. I S. 1861).	第91a条	1972-	連邦1:州1	連邦:5億9800万ユーロ(2020)	地域経済構造の改善、雇用の維持・創出を目的とした産業投資及びインフラ・プロジェクトに対する補助
Verwaltungsabkommen über die Errichtung einer gemeinsamen Kommission für Bildungsplanung vom 26. Juni 1970 („Bulletin“ des Presse- und Informationsamtes der Bundesregierung, S. 891).	第91b条	1970-2006			連邦と州による教育計画共同委員会の設置
Rahmenvereinbarung zur koordinierten Vorbereitung, Durchführung und wissenschaftlichen Begleitung von Modellversuchen im Bildungswesen vom 7. Mai 1971 (GMBI. S. 284).	第91b条	1971.5.1-	連邦1:州1		学校制度における試行事業の準備、実施及び評価の助成
Vereinbarung zwischen Bund und Ländern über ein gemeinsames Hochschulsonderprogramm nach Artikel 91b des Grundgesetzes vom 10. März 1989 – Hochschulsonderprogramm I (HSP I) (BAnz. 1990 S. 792).	第91b条	1989-1995	連邦1:州1	連邦と州:毎年3億マルク	大学生の増加への対応、大学における研究の助成等
Vereinbarung zwischen Bund und Ländern über ein gemeinsames Hochschulsonderprogramm II nach Art. 91b des GG vom 2. Oktober 1990.	第91b条	1991-2000	連邦6:州4	連邦と州:総額40億マルク	大学における構造改善、単科大学の役割強化、研究者に対する助成等
Gemeinsames Erneuerungsprogramm für Hochschule und Forschung in den neuen Ländern und in Berlin vom 11. Juli 1991 (BAnz. 1991 S. 6414).	第91b条	1991-1996	連邦7.5:旧東独州2.5	連邦と旧東独州:総額17億6000万マルク	旧東独の大学及び研究の再生
Vereinbarung zwischen Bund und Ländern nach Artikel 91b des Grundgesetzes über ein Gemeinsames Hochschulsonderprogramm III vom 2. September 1996.	第91b条	1996-2000	連邦57.7:州42.3	連邦と州:総額36億8000万マルク	大学における構造改善、単科大学の役割強化、研究者に対する助成等

Bund-Länder-Vereinbarung zur Förderung der Weiterentwicklung von Hochschule und Wissenschaft sowie zur Realisierung der Chancengleichheit für Frauen in Forschung und Lehre - Hochschul- und Wissenschaftsprogramm (HWP) - vom 16. Dezember 1999 (BAnz. 2000 S. 1530).	第91b条	2001-2003-2006	主に、連邦1:州1	連邦と州: 総額5億900万ユーロ	大学の管理・運営・情報システムの開発、新しい課程の試行、大学間の新しい協力の在り方、女性研究者の機会平等等
Verwaltungsabkommen über das Zusammenwirken von Bund und Ländern gemäß Artikel 91b Abs. 2 des Grundgesetzes (Feststellung der Leistungsfähigkeit des Bildungswesens im internationalen Vergleich) vom 4. Juni 2007 (BAnz. S. 5861).	第91b条第2項	2007-			教育制度のパフォーマンスの国際比較
Ausführungsvereinbarung über die gemeinsame Förderung von Forschungsbauten an Hochschulen einschließlich Großgeräten vom 21. Mai 2007 (BAnz. S. 5863).	第91b条第1項	2007-	連邦1:州1	連邦: 2019年まで毎年2億9800万ユーロ	大学における研究用建造物(大型機器を含む。)の助成
Verwaltungsabkommen zwischen Bund und Ländern über die Errichtung einer Gemeinsamen Wissenschaftskonferenz (GWK-Abkommen) vom 11. September 2007 (BAnz. S. 7787).	第91b条	2008-			連邦及び州の代表による共同学術会議の設置
Exzellenzvereinbarung II vom 24. Juni 2009 (BAnz. S. 2416).	第91b条第1項	2011-2017	連邦7.5:州2.5	連邦と州: 総額27億ユーロ	研究業績の優れた大学及びプロジェクトの助成(2006-2011の計画の継続)
Verwaltungsvereinbarung zwischen Bund und Ländern gemäß Artikel 91b Absatz 1 Nummer 2 des Grundgesetzes über ein gemeinsames Programm für bessere Studienbedingungen und mehr Qualität in der Lehre vom 30. September 2010 (BAnz. S. 3631).	第91b条第1項	2011-2020	目標達成のための不足額を州が負担	連邦: 総額20億ユーロ	大学教員、チューター及びメンターの人件費補助及び養成支援
Bund-Länder-Vereinbarung über ein gemeinsames Programm „Qualitätsoffensive Lehrerbildung“ gemäß Artikel 91b des Grundgesetzes vom 12. April 2013 (BAnz. AT 31.5.2013 B7).	第91b条第1項	2014-2023	2014-2018は連邦7:州3、2019-2023は連邦3:州7	連邦: 総額5億ユーロ	大学の教員養成課程の改善
Verwaltungsvereinbarung zwischen Bund und Ländern gemäß Artikel 91b Abs. 1 Nr. 2 des Grundgesetzes über den Hochschulpakt 2020 vom 11. Dezember 2014 (BAnz. AT 15.4.2015 B6).	第91b条第1項	2016-2020	①の目標達成のための不足額を州が負担	連邦: ①に141億ユーロ、②に20億ユーロ 州: ②に1億2500万ユーロ	大学生の増加への対応(①)ドイツ研究振興協会(DFG)の助成を受ける研究計画の財源の一部を拠出(②)(2007-2010、2011-2015の継続)



Verwaltungsvereinbarung zwischen Bund und Ländern gemäß Artikel 91b Absatz 1 des Grundgesetzes zur Förderung von Spitzenforschung an Universitäten – „Exzellenzstrategie“ – vom 19. Oktober 2016 (BAnz. AT 27.10.2016 B6).	第91b条 第1項	2017- 2017-2032	連邦 7.5 : 州 2.5	連邦と州 : 毎年 5億 3300万ユー ロ	研究業績の優れた大学及びプロジェクトの助成
Verwaltungsvereinbarung zwischen Bund und Ländern gemäß Artikel 91b Absatz 1 des Grundgesetzes über ein Programm zur Förderung des wissenschaftlichen Nachwuchses vom 19. Oktober 2016 (BAnz. AT 27.10.2016 B8).	第91b条 第1項	2017-2032	不足額を州が負担	連邦 : 総額 10億ユーロ	研究者の育成を目的として、所定の要件を満たす若い研究者をジュニア・プロフェッサー <sup>(注)</sup> として雇用するための補助。研究者としてキャリアを積み機会を改善する。
Verwaltungsvereinbarung zwischen Bund und Ländern gemäß Artikel 91b Absatz 1 des Grundgesetzes zur Förderung des forschungsbasierten Ideen-, Wissens- und Technologietransfers an deutschen Hochschulen – „Innovative Hochschule“ – vom 19. Oktober 2016 (BAnz. AT 27.10.2016 B7).	第91b条 第1項	2018-2027	連邦 9 : 州 1	連邦 : 総額 4億 9500万ユーロ	地域の大学のイノベーションを高めることを目的として、要件を満たすプロジェクトを助成。特に、単科大学や中小規模の大学向け。
Vereinbarung zwischen Bund und Ländern gemäß Artikel 91b Absatz 1 des Grundgesetzes über ein Programm zur Förderung der Gewinnung und Entwicklung von professoralem Personal an Fachhochschulen vom 26. November 2018 (BAnz. AT 21.12.2018 B11).	第91b条 第1項	2019-2028	連邦 7.1 : 州 2.9	連邦と州 : 総額 4億 3150万ユー ロ	単科大学による教員人材獲得のための支援
Bund-Länder-Vereinbarung zu Aufbau und Förderung einer Nationalen Forschungsdateninfrastruktur (NFDI) vom 26. November 2018 (BAnz. AT 21.12.2018 B10).	第91b条 第1項	2019-2028	連邦 9 : 州 1	連邦と州 : 毎年 9000億ユーロ	国家研究データベースの構築及び助成
Vereinbarung zwischen Bund und Ländern über die Förderung der angewandten Forschung und Entwicklung an Fachhochschulen nach Artikel 91b des Grundgesetzes vom 26. November 2018 (BAnz. AT 21.12.2018 B12).	第91b条 第1項	2019-2023	不足額を州が負担	連邦 : 毎年 6000億ユーロ	専門大学の応用研究の助成
Pakt für Forschung und Innovation - Fortschreibung 2021-2030 vom 6. Juni 2019.	第91b条 第1項	2021-2030	連邦と州の負担割合は、共同学術会議と各研究機関が結ぶ実施協定に定められている。	連邦と州 : 毎年 5%ずつ助成額 を増やす。	大学以外の研究機関に対する助成。長期的な研究計画を財政面で可能とする。研究機関は、相互に研究をネットワーク化し、研究の質及び効率を改善する。 (2006-2010, 2011-2015, 2016-2020の計画の継続)

Verwaltungsvereinbarung zwischen Bund und Ländern gemäß Artikel 91b Absatz 1 des Grundgesetzes über den Zukunftsvertrag Studium und Lehre stärken vom 6. Juni 2019.	第91b条 第1項	2021-	目標達成のための不足額を州が負担	連邦：2021-2023年は毎年18億8千万ユーロ、2024年以降は毎年20億5千万ユーロ	大学生の増加への対応
Verwaltungsvereinbarung zwischen Bund und Ländern gemäß Artikel 91b Absatz 1 des Grundgesetzes über Innovation in der Hochschullehre vom 6. Juni 2019.	第91b条 第1項	2021-		連邦：2021-2023年は毎年1億5千万ユーロ、2024年以降は1億1千万ユーロ 州：2024年以降毎年4千万ユーロ	大学における教育の質の改善

(注) ジュニア・プロフェッサーの間実績を積み、無期の教授職に就くことが可能となる。„Das Tenure-Track-Programm“. Bundesministerium für Bildung und Forschung website <<https://www.bmbf.de/de/wissenschaftlicher-nachwuchs-144.html>>

(出典) 1972-2020年の各年の各年の Bundesministerium der Finanzen, *Finanzbericht* の共同任務に関する記載を基に筆者作成。

別表 4 財政支援の主な根拠法等

法律等の題名	基本法の根拠規定(制定時)	期間	費用分担(注1)	助成額	財政支援の対象
Gesetz über Finanzhilfen des Bundes zur Verbesserung der Verkehrsverhältnisse der Gemeinden vom 18. März 1971 (BGBl. I S. 239).	第 104a 条第 4 項	1971-2006. 2007-2019 年は経過措置(注2)	一部を除き、連邦 9 : 州 1	連邦 : 16 億 7000 万ユーロ (鉱油税収の一部を充当) (2005)	道路整備、市町村の公共交通等
Gesetz über städtebauliche Sanierungs- und Entwicklungsmaßnahmen in den Gemeinden vom 27. Juli 1971 (BGBl. I S. 1125). 1987 年 6 月 30 日廃止。	第 104a 条第 4 項	1971-1987. 1988 年以降は行政協定(注3)に基づき、財政支援を実施	連邦が原則として投資費用の 3 分の 1 を負担	連邦 : 7 億 9000 万ユーロ (2019)	都市再開発、市街地開発等
Gesetz zur wirtschaftlichen Sicherung der Krankenhäuser und zur Regelung der Krankenhauspflegesätze vom 29. Juni 1972 (BGBl. I S. 1009).	第 104a 条第 4 項	1973-1984	連邦が原則として投資費用の 3 分の 1 を負担	連邦 : 9 億 7000 万マルク (1984)	公立病院の投資費用の一部を負担。患者の介護料を負担。
Zweites Wohnungsbaugesetz in der Fassung vom 1. September 1976 (BGBl. I S. 2673). 2002 年 1 月 1 日廃止。(注4)	第 104a 条第 4 項	1976-2001		連邦 : 総額 135 億ユーロ (1991-2001)	社会的な住居助成、持家取得補助
Mehrjähriges öffentliches Investitionsprogramm zur wachstums- und umweltpolitischen Vorsorge vom 23. März 1977.	第 104a 条第 4 項	1977-1980. 1981 年まで延長	連邦 : 82 億マルク 州 : 34 億 5 千万マルク 市町村 : 21 億 5 千万マルク 第三者 : 22 億マルク	総額 160 億マルク	交通インフラの改善、エネルギー使用の効率化、環境保護、雇用創出等
Gesetz zur Förderung der Modernisierung von Wohnungen und von Maßnahmen zur Einsparung von Heizenergie vom 27. Juni 1978 (BGBl. I S. 878). 1986 年 12 月 31 日廃止。	第 104a 条第 4 項	① 1978-1986 ② 1978-1982	連邦 1 : 州 1	連邦 : ①に 1 億 8200 万マルク (1985)、 ②に 総額 11 億 7 千万マルク	①住宅改修措置 ②住宅の省エネ改修等
Gesetz über Finanzhilfen des Bundes zur Förderung des Baues von Erdgasleitungen vom 29. Januar 1980 (BGBl. I S. 109). 2004 年 4 月 24 日廃止。	第 104a 条第 4 項	1979-1983	連邦 1 : 州 1 (ただし、連邦の拠出額は投資費用の 15% 以下)	連邦と州 : 総額 1 億 7000 万マルク	複数の地域を結ぶ天然ガスパイプラインの建設

Gesetz über Finanzhilfen des Bundes nach Artikel 104a Abs. 4 des Grundgesetzes an das Saarland vom 20. Dezember 1984 (BGBl. I S. 1708).	第 104a 条第 4 項	1985-1987	連邦 9 : 州 1	連邦 : 総額 3 億マルク	ザールラント州における交通インフラの改善、雇用創出等
Gesetz über Finanzhilfen des Bundes nach Artikel 104a Abs. 4 des Grundgesetzes an die Länder Schleswig-Holstein, Niedersachsen, Freie Hansestadt Bremen sowie Freie und Hansestadt Hamburg vom 19. Dezember 1986 (BGBl. I S. 2584).	第 104a 条第 4 項	1987-1988	連邦 6.5 : 州 3.5	連邦 : 総額 3 億マルク	シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州、ニーダーザクセン州、ブレーメン州及びハンブルク州におけるインフラ整備(交通、経済格差の調整等)
Verwaltungsvereinbarung zur Schaffung von zusätzlichem Studentenwohnraum vom 21. Dezember 1989 und vom 25. Oktober 1990.	第 104a 条第 4 項	1990-1993	連邦 1 : 州 1	連邦と州 : 総額 6 億マルク	学生寮の整備
Verwaltungsvereinbarung für ein Sonderprogramm zur Förderung des Baues und des Erwerbs von selbstgenutzten Wohneinheiten durch Hilfe für die Zwischenfinanzierung von Bausparverträgen (Sonderprogramm Bausparzwischenfinanzierung) vom 26. Januar 1990.	第 104a 条第 4 項	1990-1994	連邦 9 : 州 1	連邦と州 : 総額 5 億マルク	住宅資金利子補助
Investitionsförderungsgesetz Aufbau Ost vom 23. Juni 1993 (BGBl. I S. 944, 982).	第 104a 条第 4 項	1995-2004	連邦 9 : 州 1	連邦 : 毎年 66 億マルク	旧東独地域のインフラ整備(環境保護措置、エネルギー、上水道、交通等)、住宅助成、高等教育助成等
Gesetz über die soziale Wohnraumförderung vom 13. September 2001 (BGBl. I S. 2376). (注 4)	第 104a 条第 4 項	2002-2006. 2007-2019 年は経過措置 2020-		連邦 : 2020-2021 年に総額 20 億ユーロ	安価な賃貸住宅の助成、持家取得補助
Gesetz über Finanzhilfen des Bundes nach Artikel 104a Abs. 4 des Grundgesetzes an die Länder Bremen, Hamburg, Mecklenburg-Vorpommern, Niedersachsen sowie Schleswig-Holstein für Seehäfen vom 20. Dezember 2001 (BGBl. I S. 3955, 3962).	第 104a 条第 4 項	2005-	連邦 9 : 州 1	連邦 : 毎年 3835 万ユーロ	港湾整備
Investitionsprogramm „Zukunft, Bildung, und Betreuung“.	第 104a 条第 4 項	2003-2007. 2009 年まで延長	連邦 9 : 州 1	連邦 : 総額 40 億ユーロ	終日制学校の増強
Gesetz über Finanzhilfen des Bundes zum Ausbau der Tagesbetreuung für Kinder vom 10. Dezember 2008 (BGBl. I S. 2403, 2407).	第 104b 条	① 2008-2013 ② 2013-2014 ③ 2015-2018 ④ 2017-2020	連邦 9 : 州 1	連邦 : ① 21 億 5000 万ユーロ ② 5 億 8000 万ユーロ ③ 5 億 5000 万ユーロ ④ 11 億 2600 万ユーロ	①~③ 3 歳未満の子供のための保育所整備 ④ 学齢前の子供のための保育所整備



Zukunftsinvestitionsgesetz vom 2. März 2009 (BGBl. I S. 416, 428).	第 104b 条	2009-2010	連邦 7.5 : 州 2.5	連邦：総額 100 億ユーロ。教育インフラに 65%、その他のインフラに 35%	経済全体の均衡が崩れることを防ぐことを目的とした、市町村及び州の追加的な投資
Gesetz zur Förderung von Investitionen finanzschwacher Kommunen vom 24. Juni 2015 (BGBl. I S. 974, 975).	第 104b 条第 1 項第 2 号、第 104c 条	① 2015-2020 ② 2017.7.1-2022	連邦 9 : 州 1	連邦：①、②各総額 35 億ユーロ	①財政力の弱い市町村のインフラ整備 ②財政力の弱い市町村の校舎改修
Verwaltungsvereinbarung über die Gewährung von Finanzhilfen des Bundes an die Länder nach Artikel 104c des Grundgesetzes zur Förderung der kommunalen Bildungsinfrastruktur (Verwaltungsvereinbarung DigitalPakt Schule 2019 bis 2024) vom 16. Mai 2019 (BAnz AT 14.6.2019 B2).	第 104c 条	2019-2024	連邦 9 : 州 1	連邦：総額 50 億ユーロ	校内のインターネット環境の改善、学習用ソフトウェア、インタラクティブ・ホワイトボード、理系科目や職業教育に必要なデジタル機器の調達等に対する助成

(注 1) 空欄は、当該法令に連邦と州の費用分担に関する規定がないものである。

(注 2) ただし、市町村の公共交通を支援する連邦プログラムに関する規定は、2006 年の連邦制改革後も有効である。

(注 3) 行政協定は、建設法典第 164b 条に基づく。„Rechtliche Grundlagen der Städtebauförderung“. Bundesministerium des Innern, für Bau und Heimat website <[https://www.staedtebaufoerderung.info/StBauF/DE/Grundlagen/RechtlicheGrundlagen/RechtlicheGrundlage\\_node.html](https://www.staedtebaufoerderung.info/StBauF/DE/Grundlagen/RechtlicheGrundlagen/RechtlicheGrundlage_node.html)>

(注 4) 2001 年の法律は、1976 年の法律の後継である。2006 年の連邦制改革により、社会的な住居助成に係る立法権限は州に移行したため、現在ほとんどの州で同様の法律が制定されている。州法で規定されていない事項については、連邦法の規定が適用される。„Soziale Wohnraumförderung“. *ibid.* <<https://www.bmi.bund.de/DE/themen/bauen-wohnen/stadt-wohnen/wohnraumfoerderung/soziale-wohnraumfoerderung-node.html>>

(出典) 1972-2020 年の各年の Bundesministerium der Finanzen, *Finanzbericht* の財政支援に関する記載を基に筆者作成。